

参考資料－4

「鳴瀬川等・北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」 に関する傍聴規定

「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」に関する傍聴規定…………P1

「北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」に関する傍聴規定…………P2

「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」に関する傍聴規定

1. 「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 協議会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、協議会で秘密会とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、協議会の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならぬ。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させができる。

「北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」 に関する傍聴規定

1. 「北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静謐を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 協議会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、協議会で秘密会とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、協議会の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させができる。